

指定出資法人の役員報酬制度の再点検について

府 OB 常勤役員の役員報酬制度については、社会経済情勢の変化に対応していくために、3年程度を目安として、定期的に点検を実施。前回（平成 28 年 11 月）の見直しから概ね 3 年が経過することから、本年度再点検を実施するもの。

1. スケジュール

◆令和元年 9 月 26 日 ～ 11 月 20 日（予定）〔全 5 回〕

回数	審議内容
第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬制度の審議の視点の確認 ü 点検・評価方法の確認 ü 現報酬基準の適否 ü 役員報酬制度の課題整理 等
第 2 ～ 4 回	・法人ごとに役員報酬基準の点検・評価を実施
第 5 回	・意見書成案

2. 再点検内容

前回（H28.11）と同じ点検方法により再点検を実施予定

■対象法人・対象役職ポスト

府 OB が就任する可能性がある指定出資法人の役員ポスト

※前回点検時の法人・ポスト数：19 法人・29 ポスト（最新の点検状況は別紙一覧参照）

■審議の視点（案）

○点検方法等の確認

次の 3 つの視点に基づき、役員の職務・職責等の評価を実施。

①役員としての日々の職務内容について

役員としての日常における難易度の高さや法人運営上の管理スパンの広さ、職務を執行する上で求められる専門性の有無といった観点から日々の職務内容における職責を判断

②役員としての重要課題、ミッションについて

府の財政再建プログラム（案）、財政構造改革プラン（案）、行財政改革推進プラン（案）、大阪府行政経営の取組み等における法人改革への対応や法人事業を取り巻く外的環境の変化等への対応など、法人運営の喫緊の重要課題の有無やそのボリューム、難易度の高さといった観点から役員の職責を判断

③役員としての法人運営上の経営判断の自由度、リスクについて

府の施策を補完する役割を担う出資法人の特性から、法人事業等の実施にあたって府の関与が必要となるため、法人経営を行っていく上での役員の経営判断の自由度や責任についても一定の制限が生じているケースがある。そのため、各法人における法人経営の自由度の高さや役員としての責任・リスクの高さといった観点から役員の職責を判断

○報酬基準等の点検

・国の独立行政法人、他県の外郭団体、民間等の役員報酬水準との比較を踏まえ、現報酬基準の水準及びその区分（7 区分：750 万円～1,050 万円）の適否について確認。

・役員報酬制度の課題整理等について審議。